

24長体協第293号
平成25年1月18日

加盟団体の長 様

公益財団法人 長野県体育協会
理事長 加藤 久雄

スポーツ指導における体罰の根絶について(通知)

本県スポーツ選手への声援や期待は、国民体育大会等の活躍に多くの県民が勇気づけられることから明らかであり、選手・指導者をも含め我々関係者はスポーツの意義を再認識し、一人でも多くの人々にスポーツの素晴らしさを伝え、スポーツの文化的価値観を高めていかなければなりません。

この様な中、大阪市立高校の運動部指導者による体罰が明らかになり、それを苦に将来を担う若い力が自らの命を絶ってしまったことは、非常に残念なことです。

昨年、日本体育協会創立100周年記念事業で採択された『スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命～』には、「スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々の絆を培い、共に生きる喜びを広げ、生活を豊かで味わい深いものにするもの」と記しています。

スポーツに携わる者は、身体的諸能力を洗練することで自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬であるスポーツの価値を自覚するとともに、この崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その伝道者たる行動に努めなければなりません。

その為にも、運動部活動における体罰は云うに及ばず、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントやいじめと云った他者に対する発言、行動等は、断じて許されるものではありません。

スポーツ基本法には、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは国民の権利であることが明記されており、スポーツが二度と人を傷つけるものとならないよう、推進していかなければなりません。

ついでには、貴団体におかれましても指導者に対し、体罰の根絶は勿論、スポーツに携わるものとして、責任ある行動と自覚を持ち、さらにスポーツの文化的価値観を高めるために行動するよう指導徹底することをお願いします。

なお、(公財)日本体育協会からも同様の主旨の別紙通知がありましたので、添付資料の「倫理のガイドライン」とともに合わせて周知徹底をお願いします。